

### <立地基準>

(3) 次のいずれにも該当しない土地の区域

### 保存樹木等のうち樹林に係るもの

#### <第4条第3号イ>

政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるもの

#### <規則第5条>

条例第4条第3号イに規定する規則で定めるものは、次に掲げる土地の区域とする。

- (1) 船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例（昭和48年船橋市条例第45号）第2条第1号に規定する保存樹木等（樹林に係る部分に限る。）を保全するため市長が必要と認める土地の区域

#### 【理 由】

都市計画法政令第8条第1項第2号ロ～ニに掲げる土地の区域として、これらに類する区域を「船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例」に規定するものの内、船橋市にある緑地を「保存すべき緑地」として考えていることから、樹林に係る部分に該当する土地の区域を開発立地条件から除外しました。

#### 【解 説】

保存樹木等（樹林に係る部分に限る。）とは、船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例施行規則第2条第1号に規定している樹木の集団をいうもので

ア、 地目が山林である土地に存する樹林

イ、 地目が山林でない土地に存する樹林については、当該樹林の存在する土地の面積が100平方メートル以上のもの

ウ、 樹林が30メートルの生垣をなしているもの

エ、 竹林の存在する土地の面積が30平方メートル以上のもの

以上のものをいいますが、「市長が必要と認める土地の区域」として、隣接地を含めておおむね300平方メートルの樹林が存するものに関して適用するものとします。したがって開発土地の面積に限定しておりません。